

指定日と申請締切日について

<指定について>

月に1回開催される社会福祉審議会(部会)に諮問します。(通常毎月最終月曜日)
部会で指定「可」との答申を受けた医療機関について、部会の翌月1日付で指定します。

○令和6年度予定○

指定日	申請締切日	備考
6月1日	5月12日	
7月1日	6月9日	通常より早い締切です。
8月1日	7月12日	
9月1日	8月12日	
10月1日	9月12日	
11月1日	10月12日	
12月1日	11月11日	
1月1日	12月2日	通常より早い締切です。
2月1日	1月12日	
3月1日	2月4日	通常より早い締切です。
4月1日	3月4日	通常より早い締切です。

※手続き締め切りを過ぎたものについては、翌月部会への諮問となります。

なお、書類申請の場合、当所に申請締切日までに到着したものを当月の部会に諮問します。

例:7月10日に申請(書類到着)→7月部会に諮問。指定可の場合8月1日付指定。

7月13日に申請(書類到着)→8月部会に諮問。指定可の場合9月1日付指定。